

佐世保市監査委員公表第5号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月5日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



行政経営改革部 分

総務部 分

基地政策局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 総務部  
総務課、職員課、秘書課、広報広聴課
- 3 監査の期間 令和8年1月7日（水）～令和8年2月25日（水）
- 4 監査の着眼点
  - (1) 収入事務は適正か。
  - (2) 支出事務は適正か。
  - (3) 契約事務は適正か。
  - (4) 財産管理事務は適正か。

## 5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】(改善を要する事項)

1. 契約事務

- ① 佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、契約締結伺について、副市長の決裁を受けていないものがあった。

(職員課)

- ② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第32条第2項で「発注課は、…再委託申請書(様式3-1)により申請させなければならない。」、同条第3項で「発注課は、…内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書(様式3-2)により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、異なる様式を使用し、記載内容が不足しているものがあった。

(職員課)

- ③ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第32条第2項で「発注課は、…再委託申請書(様式3-1)により申請させなければならない。」、同条第3項で「発注課は、再委託申請書(様式3-1)を受理後、内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書(様式3-2)により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、再委託に係る手続きを行わずに、第三者に業務の一部を請け負わせているものがあった。

(広報広聴課)

契約締結伺における専決区分の誤りについては、内部統制所管の総務部として十分に留意された。

契約事務に関する基幹要綱に規定された再委託に係る手続きなどにおいて、基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。